

令和 6 年 3 月

第 2 回人吉市議会（定例会）議案

人 吉 市

令和6年3月第2回人吉市議会（定例会）提出案件

議案番号	件名
議第 2 号	令和5年度 人吉市一般会計補正予算（第11号）
議第 3 号	令和5年度 人吉市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
議第 4 号	令和5年度 人吉市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議第 5 号	令和5年度 人吉市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議第 6 号	令和5年度 人吉市水道事業特別会計補正予算（第4号）
議第 7 号	令和5年度 人吉市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
議第 8 号	令和5年度 人吉市公共用地先行取得事業特別会計補正予算（第2号）
議第 9 号	令和6年度 人吉市一般会計予算
議第10号	令和6年度 人吉球磨地域交通体系整備特別会計予算
議第11号	令和6年度 人吉市国民健康保険事業特別会計予算
議第12号	令和6年度 人吉市後期高齢者医療特別会計予算
議第13号	令和6年度 人吉市介護保険特別会計予算
議第14号	令和6年度 人吉市水道事業特別会計予算
議第15号	令和6年度 人吉市公共下水道事業特別会計予算
議第16号	令和6年度 人吉市工業用地造成事業特別会計予算
議第17号	令和6年度 人吉市公共用地先行取得事業特別会計予算
議第18号	人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第19号	人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議第20号	人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議第21号	人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
議第22号	人吉市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 2 3 号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 4 号 人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 5 号 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 6 号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 7 号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 2 8 号 人吉市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定について
- 議第 2 9 号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 0 号 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 1 号 人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 2 号 人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 3 号 人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 4 号 人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 5 号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 6 号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 3 7 号 人吉市営住宅条例及び人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

- 議第 38 号 工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について
- 議第 39 号 市道路線の認定について
- 議第 40 号 固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 議第 41 号 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 報第 2 号 和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

- 議第 18 号 人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 19 号 人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 20 号 人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 21 号 人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 22 号 人吉市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 23 号 人吉市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 24 号 人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 25 号 人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 26 号 人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 27 号 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 28 号 人吉市老人福祉センター条例を廃止する条例の制定について
- 議第 29 号 人吉市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 30 号 人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 31 号 人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第 32 号 人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに

指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 3 号 人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 4 号 人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 5 号 人吉市水道条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 6 号 人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について

議第 3 7 号 人吉市営住宅条例及び人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例の制定について

上記について、条例をそれぞれ次のように定めるものとする。

令和 6 年 2 月 2 6 日 提出

人吉市長 松岡 隼人

議第 18 号

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

人吉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年人吉市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 個人番号利用事務 番号法第 2 条第 10 項に規定する個人番号利用事務をいう。

第 2 条に次の 2 号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 番号法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 番号法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項第 3 号中「番号法別表第 2 の第 4 欄に掲げる」を「利用」に、「同表の第 2 欄に掲げる」を「特定個人番号利用」に改め、同条第 3 項中「番号法別表第 2 の第 2 欄に掲げる」を「特定個人番号利用」に、「同表の第 4 欄に掲げる」を「利用」に改め、「当該」の次に「利用」を加える。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 19 号

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

人吉市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成 28 年人吉市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「当分の間」を「令和 6 年 3 月 31 日までの間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国における給与制度の総合的見直しに準じて改定した給与の切換えの経過措置を廃止するため、条例の一部を改正するものである。

議第20号

人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

人吉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年人吉市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第15条の2 給与条例第15条の7の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第15条の7の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第26条第1項中「以下この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員に対する勤勉手当）

第26条の2 給与条例第15条の7の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「現在において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第15条の7の規定による勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

令和6年度から会計年度任用職員に対し勤勉手当を支給するため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 1 号

人吉市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

人吉市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年人吉市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「8, 9 0 0 円」を「9, 1 0 0 円」に改める。
別表中「1 2, 4 4 0 円」を「1 2, 5 0 0 円」に、「1 3, 3 2 0 円」を「1 3, 3 5 0 円」に、「1 0, 6 7 0 円」を「1 0, 8 0 0 円」に、「1 1, 5 5 0 円」を「1 1, 6 5 0 円」に、「8, 9 0 0 円」を「9, 1 0 0 円」に、「9, 7 9 0 円」を「9, 9 5 0 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた人吉市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金及び同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 2 8 号）により補償基礎額が改定されたため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 2 号

人吉市地域公共交通会議条例の一部を改正する条例

人吉市地域公共交通会議条例（平成 2 2 年人吉市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削り、「協議する」の次に「とともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 1 9 年法律第 5 9 号）の規定に基づき、地域公共交通計画の作成及び実施に関し必要な協議を行う」を、「会議（以下「」の次に「交通」を加える。

第 2 条中「会議は」を「交通会議は」に改め、同条第 1 号中「、運賃、料金等」を削り、同条第 3 号中「会議」を「交通会議」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 2 号の次に次の 3 号を加える。

- (3) 地域公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項

第 3 条中「会議」を「交通会議」に改め、同条中第 8 号を第 1 1 号とし、第 7 号を第 9 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (10) 前条各号に規定する事項について学識経験を有する者

第 3 条中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 6 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (7) 道路管理者が指名する者

第 3 条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 鉄道事業者が指名する者

第 5 条第 1 項及び第 4 項中「会議」を「交通会議」に改める。

第 6 条第 1 項中「会議」を「交通会議の会議（以下「会議」という。）」に改め、同条に次の 1 項を加える。

6 会長は、必要があるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

第 1 0 条中「会議」を「交通会議」に改め、同条を第 1 6 条とする。

第 9 条中「会議」を「交通会議」に、「復興支援課」を「交通政策課」に改め、同条を第 1 5 条とし、第 8 条を第 1 4 条とする。

第 7 条中「会議」を「交通会議」に改め、同条を第 1 3 条とし、第 6 条の次に次の 6 条を加える。

（運賃料金部会）

第 7 条 次条に規定する事項については、交通会議の委員

のうち第9条に規定する委員が出席する会議（以下「運賃料金部会」という。）において行うものとする。

（運賃料金部会の協議事項）

第8条 運賃料金部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じ、当該地域の住民の生活のための旅客の運送に係る運賃及び料金（以下「運賃等」という。）に関する事項
- (2) その他運賃料金部会が必要と認める事項

（運賃料金部会の委員）

第9条 運賃料金部会の委員（以下「部会委員」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 市長が指名する市職員
- (2) 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
- (4) 市民又は利用者の代表者

（部会長）

第10条 運賃料金部会に部会長を置き、前条第1号の市長が指名する市職員を充てる。

- 2 部会長は、運賃料金部会を代表し、部会務を総括する。
- 3 部会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

（運賃料金部会の会議）

第11条 運賃料金部会の会議は、必要に応じて部会長が招集し、その議長となる。

- 2 運賃料金部会の会議は、部会委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 運賃料金部会の会議の議事は、原則として全会一致で決するものとする。ただし、協議が整わないときは、出席部会委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 運賃料金部会の会議は、原則として公開とする。
- 5 部会長は、運賃料金部会での協議結果を速やかに交通会議の会長に報告するものとする。
- 6 第7条から前条までに定めるもののほか、運賃料金部会の運営に関し必要な事項は、部会長が運賃料金部会に諮って定める。

（分科会）

第12条 第2条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討並びに事業の実施等を行うため、必要に応じ、交通会議に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

道路運送法（昭和26年法律第183号）の一部改正及び地域公共交通会議と地域公共交通活性化協議会を一本化することに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 2 3 号

人吉市公民館条例の一部を改正する条例

人吉市公民館条例（昭和 6 0 年人吉市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「1 0 6 3 番地 1」を「1 6 7 8 番地 1」に改める。

別表第 2 人吉市西瀬校区公民館の部を次のように改める。

人吉市西瀬校区公民館	会議室	2 2 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	2 2 0 円
	体育館	2 2 0 円	1 , 7 6 0 円

別表第 2 に備考として次のように加える。

備考

- 1 使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とみなす。
- 2 体育館の冷暖房機器（空調機）の使用については、場内の全ての機器を稼働するものとする。また、体育館の冷暖房機器（空調機）を使用する場合は、原則として終日又は半日（4 時間以上）の利用の場合のみ許可するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市公民館条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後に公民館を使用する者の使用料について適用し、同日前に公民館を使用する者の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

人吉市西瀬校区公民館の新築に伴い、位置、部屋の名称変更等するため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 4 号

人吉市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

人吉市コミュニティセンター条例（昭和 6 0 年人吉市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「1 0 6 3 番地 1」を「1 6 7 8 番地 1」に改める。

別表第 2 人吉市西瀬コミュニティセンターの部を次のように改める。

人吉市西瀬コミュニティセンター	会議室	2 2 0 円	2 2 0 円
	調理室	5 5 0 円	2 2 0 円
	体育館	2 2 0 円	1 , 7 6 0 円

別表第 2 に備考として次のように加える。

備考

- 1 使用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、1 時間とみなす。
- 2 体育館の冷暖房機器（空調機）の使用については、場内の全ての機器を稼働するものとする。また、体育館の冷暖房機器（空調機）を使用する場合は、原則として終日又は半日（4 時間以上）の利用の場合のみ許可するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の人吉市コミュニティセンター条例別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後におけるコミュニティセンターを使用する者の使用料について適用し、同日前にコミュニティセンターを使用する者の使用料については、なお従前の例による。

（提案理由）

人吉市西瀬コミュニティセンターの新築に伴い、位置、部屋の名称変更等するため、条例の一部を改正するものである。

議第 2 5 号

人吉市カルチャーパレス条例の一部を改正する条例

人吉市カルチャーパレス条例（昭和 5 9 年人吉市条例第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 コミュニティ棟の部第 3 会議室の項及び第 5 会議室の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

人吉市カルチャーパレス第 3 会議室及び第 5 会議室を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 26 号

人吉市子ども・子育て基本条例の一部を改正する条例

人吉市子ども・子育て基本条例（平成 25 年人吉市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第 24 条」を削り、「第 25 条」を「第 23 条」に改める。

第 22 条の見出しを削る。

第 23 条及び第 24 条を削る。

第 25 条の見出しを削り、同条を第 23 条とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

人吉市子ども家庭センターを設置することに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 27 号

人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 人吉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年人吉市条例第 34 号）の一部を次のように改正する。

第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 人吉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年人吉市条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 1 項第 4 号及び第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

こども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和 5 年厚生労働省令第 48 号）による児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 28 号

人吉市老人福祉センター条例を廃止する条例

人吉市老人福祉センター条例（昭和 45 年人吉市条例第 14 号）は、
廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 30 日から施行する。

（提案理由）

人吉市老人福祉センターで行っていた業務が他の施設で実施できるようになったため、条例を廃止するものである。

議第 29 号

人吉市介護保険条例の一部を改正する条例

人吉市介護保険条例（平成 12 年人吉市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に改め、同項第 1 号中「36, 600 円」を「33, 400 円」に改め、同項第 2 号中「54, 900 円」を「50, 200 円」に改め、同項第 3 号中「54, 900 円」を「50, 600 円」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 139, 100 円
- (11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 153, 800 円
- (12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 168, 400 円
- (13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 175, 700 円

第 6 条第 2 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「22, 000 円」を「20, 900 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「22, 000 円」を「20, 900 円」に、「36, 600 円」を「35, 600 円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度から令和 5 年度まで」を「令和 6 年度から令和 8 年度まで」に、「22, 000 円」を「20, 900 円」に、「51, 300 円」を「50, 200 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の人吉市介護保険条例第 6 条の規定は、令和 6 年度以後の年度分の介護保険料から適用し、令和 5 年度分までの介護保険料については、なお従前の例による。

（提案理由）

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 129 条の規定による第 1 号被保険者の保険料の改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

議第30号

人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年人吉市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項中「当該定期」を「当該指定定期」に改める。

第7条中「同一敷地内にある」を削る。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を「重要」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第11項」を「第10項」に改め、同号を同項第5号とし、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項中「当該夜間」を「当該指定夜間」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項及び第6項中「当該夜間」を「当該指定夜間」に改める。

第48条中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第7号を第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
第62条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「以下同じ。）若しくは」の次に「健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する」を加える。

第66条第1項中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第6号を第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する

診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事務所、施設等の職務」に改め、同条第3項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指

定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の

1 項を加える。

1 1 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第 1 項第 2 号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1) 第 1 4 9 条において準用する第 1 0 6 条の 2 に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第 1 3 1 条中「同一敷地内にある」を削る。

第 1 4 7 条中第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように

努めなければならない。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「（昭和23年法律第205号）」を加える。

第165条の2第1項中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条を次のように改める。

（協力医療機関等）

第172条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかななければならない。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
 - (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
 - (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市長に届け出なければならない。
 - 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
 - 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
 - 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。
 - 6 指定地域密着型介護老人福祉施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。
第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。
第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。
- 5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。
第189条中「第59条の17第1項から第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。
第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。
第192条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

附則に次の4条を加える。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第24条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の人吉市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第34条第3項（新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第25条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第26条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新

地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第59条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条の規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

第27条 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項の規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 1 号

人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成 2 5 年人吉市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 9 条第 2 項中「指定介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）附則第 1 3 0 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第 4 4 条第 6 項において同じ。）」を「健康保険法等の一部を改正する法律（平成 1 8 年法律第 8 3 号）第 2 6 条の規定による改正前の法第 4 8 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「同一敷地内にある」を削る。

第 3 2 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する」を「重要」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 4 0 条第 2 項第 2 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項中第 6 号を第 7 号とし、同項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 4 2 条第 1 1 号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第 4 2 条第 1 4 号中「第 1 2 号」を「第 1 4 号」に改め、同号を同条第 1 6 号とし、同条中第 1 3 号を第 1 5 号とし、第 1 0 号から第 1 2 号までを 2 号ずつ繰り下げ、第 9 号の次に次の 2 号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）（以下この表において「指定事業所等」という。）又は介護医療院」を「又は介護医療院（以下この表において「指定事業所等」という。）」に改める。

第45条第1項中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。以下同じ。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。以下同じ。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。以下同じ。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電

話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第83条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及

び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第85条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第86条中「及び第61条」を「、第61条及び第63条の2」に改める。

附則に次の3条を加える。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第9条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の人吉市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第32条第3項（新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

第10条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、同項の規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第 1 1 条 この条例の施行の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間は、新地域密着型介護予防サービス基準条例第 6 3 条の 2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第 8 6 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条の規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 1 8 年厚生労働省令第 3 6 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 2 号

人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 2 7 年人吉市条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに 1 以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第 6 条第 1 項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第 2 項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の 2 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第 1 項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号）第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第 1 項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合
- (2) 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第 7 条第 2 項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第 3 項中「担当職員」の次に「（指定居宅介護支援事業者

である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。) 」を加える。

第13条に次の2項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第14条中「前条」の次に「第1項」を加える。

第15条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「次章の規定」の次に「(第33条第29号の規定を除く。)」を加える。

第24条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を「重要」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第33条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(第33条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。)の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第33条第16号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに

利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「（ただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第33条に次の1号を加える。

(29) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

附則に次の1条を加える。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第7条 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、改正後の人吉市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防支援等基準条例」という。）第24条第3項（新指定介護予防支援等基準条例第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 37 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 3 号

人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 3 0 年人吉市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「利用者の数が 3 5」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 1 1 5 条の 2 3 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 5 8 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 1 6 条第 3 0 号において同じ。）を行う場合にあつては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 4 4」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 3 4 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第 1 項に規定する員数の基準は、利用者の数が 4 9 又はその端数を増すごとに 1 とする。

第 6 条第 3 項第 2 号中「同一敷地内にある」を削る。

第 7 条第 2 項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前 6 月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条中第 7 項を第 8 項とし、同条第 6 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、同条中第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「第 6 項」を「第 7 項」に改め、同項を同条第 5

項とし、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第14号中「若しくは歯科医師」を「等」に改め、同条第15号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第30号中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援セ

ンターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改める。

第 25 条第 1 項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する」を「重要」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第 32 条第 2 項第 5 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 6 号とし、同項第 4 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 3 号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 第 16 条第 2 号の 3 の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
附則に次の 1 条を加える。

（重要事項の掲示に係る経過措置）

第 7 条 この条例の施行の日から令和 7 年 3 月 31 日までの間は、改正後の人吉市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅介護支援等基準条例」という。）第 25 条第 3 項（新指定居宅介護支援等基準条例第 33 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第34号

人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

人吉市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年人吉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号イ中「45,000人」を「33,700人」に改め、同号ウ中「26,550立方メートル」を「18,280立方メートル」に改める。

第5条中「第243条の2」の次に「の8」を加える。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）の施行その他所要の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 5 号

人吉市水道条例の一部を改正する条例

人吉市水道条例（昭和 3 9 年人吉市条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「施設」を「布設」に改める。

第 5 条中「厚生労働省」を「国土交通省」に改める。

第 2 1 条の見出し中「い」を削る。

第 3 1 条中「第 4 条」を「第 6 条」に改める。

第 3 9 条第 1 項第 6 号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和 5 年法律第 3 6 号）による水道法（昭和 3 2 年法律第 1 7 7 号）の一部改正その他所要の改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 3 6 号

人吉市企業立地促進条例の一部を改正する条例

人吉市企業立地促進条例（平成 1 8 年人吉市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号ア中「日本標準産業分類（平成 1 4 年総務省告示第 1 3 9 号）に規定する」を「統計法（平成 1 9 年法律第 5 3 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

統計法第 2 8 条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和 5 年総務省告示第 2 5 6 号）が告示されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 37 号

人吉市営住宅条例及び人吉市営単独住宅条例の一部を改正する条例

(人吉市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 人吉市営住宅条例（平成 9 年人吉市条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を、「第 28 条の 2 において」の次に「これらの規定を」を加える。

(人吉市営単独住宅条例の一部改正)

第 2 条 人吉市営単独住宅条例（令和 2 年人吉市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 9 号イ中「第 10 条第 1 項」の次に「又は第 10 条の 2」を、「第 28 条の 2 において」の次に「これらの規定を」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものである。

議第 38 号

工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について

令和 5 年 3 月第 2 回人吉市議会（定例会）において議決を経た西瀬コミュニティセンター新築建築工事に係る工事請負契約の締結についての議決内容の一部を次のように変更する。

第 3 契約金額中「172,040,000 円」を「177,042,991 円」に改める。

令和 6 年 2 月 26 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決を経た契約について、議決内容を変更しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

議第 39 号

市道路線の認定について

次の路線を認定したいので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

路線名	起点	終点	重要な 経過地
山田川堤防 道路線	人吉市紺屋町 7 8 番 2 地先	人吉市紺屋町 1 1 4 番 1 地先	
紺屋町地内 第 2 号線	人吉市紺屋町 7 7 番 2 地先	人吉市紺屋町 8 0 番 3 地先	
紺屋町地内 第 3 号線	人吉市紺屋町 6 7 番地 先	人吉市紺屋町 8 0 番 1 地先	
紺屋町地内 第 4 号線	人吉市紺屋町 8 8 番 2 地先	人吉市紺屋町 9 9 番地 先	
紺屋町地内 第 5 号線	人吉市紺屋町 8 4 番 3 地先	人吉市紺屋町 9 3 番 2 地先	
紺屋町地内 第 6 号線	人吉市紺屋町 1 1 8 番 9 地先	人吉市紺屋町 1 1 4 番 1 地先	

令和 6 年 2 月 26 日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

道路を認定しようとするときは、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決が必要である。

【山田川堤防道路線 認定】



【紺屋町地内第2号線 認定】



【紺屋町地内第3号線 認定】



【紺屋町地内第4号線 認定】



← 球磨川

【紺屋町地内第5号線 認定】



【紺屋町地内第6号線 認定】



議第40号

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

福 山 誠 二

令和6年2月26日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 多武 芳美 令和6年3月31日任期満了
- 2 福山 誠二の略歴

（提案理由）

固定資産評価審査委員会委員を選任するに当たっては、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意が必要である。

議第 4 1 号

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

人吉市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

中 村 明 公

令和 6 年 2 月 26 日提出

人吉市長 松岡 隼人

参 考

- 1 前任者 中村 明公 令和 6 年 3 月 31 日 任期満了
- 2 中村 明公の略歴

(提案理由)

公平委員会委員を選任するに当たっては、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意が必要である。

報第2号

和解及び損害賠償の額を定めることについての専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを議会に報告する。

専第2号 損害の賠償について
（令和6年2月16日専決）

令和6年2月26日提出

人吉市長 松岡 隼人

（提案理由）

議会の議決により特に指定されたものを専決処分したときは、地方自治法第180条第2項の規定により、これを議会に報告する必要がある。

専第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月16日

人吉市長 松岡 隼人

1 件名
損害の賠償について

2 賠償の理由

3 損害賠償の額
193,500円

4 賠償（和解）の相手方

5 和解事項

紛争を将来に残さないため当事者双方は、今後本件に関しては、示談契約書に記載された事項以外に一切の債権債務が存しないことを確認する。